

令和5・6年度鹿沼市建設工事及び測量・建設コンサルタント等委託業務 入札参加資格審査申請書提出要領(随時受付)

令和5・6年度における建設工事及び測量・建設コンサルタント等委託業務の入札に参加を希望する方（法人又は個人の事業者）は、次の要領により申請書を提出してください。

1 競争入札参加者の資格

申請者は、次に掲げる事項のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当しないこと。
- (3) 国税・県税・市税（納期未到来のものを除く）に滞納額のないこと。
 - ア 国税…法人税、消費税及び地方消費税、所得税
 - イ 県税…法人事業税、法人県民税、個人事業税（支店等に委任する場合は、その所在地の県税とする）
 - ウ 市税…市県民税、法人市民税、特別徴収市県民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税等（個人事業者の場合は国民健康保険税も含む）
- (4) 「建設工事」において、当該業種に係る許可及び営業に関し法律上必要とされる登録を受けていること。
※受任者を置く場合、受任営業所において、建設業の許可を受けていること。
- (5) 「建設工事」において、申請日時点で有効な、総合評定値の通知を受けているもの。
- (6) 「建設工事」において、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入していること。
- (7) 「測量・建設コンサルタント等委託業務」において、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (8) 「測量・建設コンサルタント等委託業務」において、営業に関し、法律上必要とする資格を有していること。

2 登録有効期間

認定日から令和7年3月31日まで

3 受付期間及び提出方法

- (1) 受付期間
栃木県ホームページを参照のこと。
- (2) 申請方法
 - ア 「栃木県電子申請システム」による、電子申請のみ。
鹿沼市に提出しても受付できません。
 - イ 各々の受付期間終了日までに、共通書類及び自治体別個別書類（各市町に申請をする場合のみ）を書類の到達が確認できる方法（特定記録郵便、簡易書留、レターパック）で郵送してください。

【注意】

※書類收受の確認は行いませんので、ハガキ等を同封されましても、返送できかねます。
同封されていた場合は返送せず、破棄させていただきますので、ご了承ください。

ウ 申請書の送付先

☆共同受付窓口☆

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県県土整備部監理課 建設業担当

※封筒表面に「建設工事入札参加資格審査申請書類在中」または「測量・建設コンサルタント等入札

参加資格審査申請書類在中」と赤で記入してください。

※鹿沼市に送付しても受付できません。

5 提出書類の様式等

入札参加資格審査申請（随時受付）は栃木県及び県内市町との共同受付となり、栃木県への登録が必須です。鹿沼市のみの登録はできません。申請には共通書類部分と鹿沼市の個別書類部分があります。共通書類部分は栃木県ホームページから鹿沼市個別の様式については鹿沼市ホームページからダウンロードが可能です。鹿沼市個別の様式については紙での希望がある場合、コピー代として紙1面につき10円徴収し配布します。

6 注意事項

- (1) 栃木県への登録が必須であり、鹿沼市のみの登録はできません。
- (2) 申請書提出の際は、各申請区分の「入札参加資格審査申請の手引き」を熟読のうえ提出してください。
- (3) 市税の納税証明書は、提出不要です。ただし、市税の納付状況について鹿沼市職員が確認することについて同意していただく必要があります。
- (4) 公的機関が発行する証明書等は、申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (5) 申請後に記載事項に変更があった場合は、変更届に必要な書類を添付して提出してください。
- (6) 入札参加資格が認められた場合は、入札参加資格者名簿を本市ホームページ上で公表しますので、ご承知の上申請してください。
- (7) 個別書類について不備があった場合には再提出していただきます。定められた期限までに再提出されない場合には無効となります。なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は、無効となります。また、登録後に虚偽の記載が判明した場合も、入札参加資格取消等の対象となります。